

地方自治法第199条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年1月24日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 土井 一朗
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員職務執行者 長田 忠広

定期監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年9月1日から令和元年8月31日までの広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況

(2) 監査の実施日

令和元年8月29日から令和元年11月22日まで

(3) 実施した監査手続き

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局から提出された資料及び提示のあつた関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

2 監査の結果

監査の結果、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況について、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘には至らなかったが、監査を執行する中で見受けられた改善又は検討を要する事項については、その内容を示し、適正な事務執行に努められるよう要望した。